

## 和光市生産緑地地区追加指定要領

平成22年5月24日

和光市公園みどり課

(趣旨)

第1条 この要領は、和光市生産緑地地区追加指定要綱（平成22年告示第78号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(追加指定要件)

第2条 要綱第3条第1項の相当の期間は、原則として30年以上の期間とする。

(追加指定しない農地等の特例)

第3条 要綱第4条ただし書の市長が特に認めた農地等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 周辺地域が住宅系の土地として利用されており、当該地域の良い住環境形成に寄与すること。
- (2) 生産緑地地区の追加指定後、災害時協力農地として、あさか野農業協同組合和光支店に登録すること。
- (3) 和光市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標を所有者が目指し、効率的かつ安定的な農業経営に努めていること。

2 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地転用の届出が行われている農地等のうち、当該農地に関し開墾届が提出され、農業委員会から現況確認書を受け、現況において農地であるものについては、要綱第4条第3号本文の規定は、適用しない。

(追加指定の申請)

第4条 要綱第5条の市長が別に定める日は、毎年7月末日とする。

(災害時における協力)

第5条 要綱第6条の規定により追加指定を行った生産緑地地区の所有者は、当該生産緑地地区を災害時協力農地として、あさか野農業協同組合和光支店に登録するよう努めなければならない。

(生産緑地地区の指定の廃止)

第6条 要綱第6条の規定により追加指定を行った生産緑地地区が当該追加指定後に要綱第3条に規定する追加指定要件に該当しなくなったときは、当該農地等の生産緑地地区の指定を廃止するものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。